

日英寄付文化の相違点を踏まえての寄付金税制の検討

兼 平 裕 子

【目 次】

1. はじめに
2. 日英寄付文化の相違点
 - 2.1. 教会の役割と寺院の役割の相違とチャリティ法
 - 2.2. 教会の役割と国家の役割の間隙を埋めるチャリティ
 - 2.3. 檀家制度と石高制—狭いコミュニティ・お接待の精神と貨幣制度—
3. 国家の役割の変容と寄付金の意義
 - 3.1. 現代における寄付金の意義—フィランソロピにつながるか—
 - 3.2. 政府の役割の変容と寄付金
4. 日本型インセンティブを求めて
 - 4.1. 教会と寺院の役割の相違点を踏まえた上での公益法人制度改革
 - 4.2. 宗教法人原則非課税の是非と法人による寄付
5. より多くの人が寄付をしやすくするために
 - 5.1. 所得税法上の問題点—大塚製薬事件の教訓—
 - 5.2. 法人税法上の問題点—萬有製薬事件の教訓—
 - 5.3. 相続税法上の問題点—武富士事件の教訓—
6. むすびにかえて

1. はじめに

2008年12月1日に施行された公益法人制度改革三法の目的は、民間非営利活動の健全な発展を促し、個人の価値観や社会のニーズの多様化に対応することにある。政府による公共サービスは、公平性を重視する必要があるので、しばしば画一的になり肥大化してしまう。一方市場経済において、営利法人は採算性を最優先する。多様化する価値観を背景に、両者のギャップを埋めるべく検討されたのが、官でも民でもない第三セクターとしての非営利法人制度改革であった。内閣府に設けられた公益認定等委員会は、イギリスのチャリティ委員会 (Charity Commission) 制度をモデルとしたものである。

当該委員会が認定した公益社団法人・財団法人は、すべて寄付金の優遇を受けられることができる特定公益増進法人¹⁾になる。従ってこれまでは民法法人のうち約900にすぎなかった特定公益増進法人の数は、今後、大幅に増えることになる。

これまで、欧米に比べて日本には寄付文化の伝統がないと言われてきた。このような寄付金控除の拡充によって、果たして、人の寄付行動は変化するのだろうか²⁾。確かに歴史的に見て、西欧諸国で言うところの教会による救貧や非営利セクターによるチャリティの役割は、日本の寺院や富裕商人層には乏しい。ロックフェラー財団やマイクロソフト会長によって創設されたビル&メリンダ・ゲイツ財団のような巨額の民間慈善基金も少ない。しかし、日本には本当に寄付文化がなかったのであろうか。

1) 所得税法施行令217条及び法人税法施行令77条に規定する特定公益増進法人とは、「公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので一定のもの」をいう。特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄付金は、寄付金控除等の税制上の優遇措置の対象とされており、第1号から第6号まで合わせた総計法人数は、21,160 (平成20年4月1日現在) である。

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/koueki01.htm>

2) 寄付税制での控除率の引き上げも有効であるが、むしろ所得に対する反応が低いという点からみれば寄付文化を醸成することも重要な課題であるとの実証研究がある。跡田直澄・前川聡子・末村祐子・大野謙一 (2002) 「非営利セクターと寄付税制」ファイナンシャル・レビュー 2002年10月号91頁。

例えば近年静かなブームとなりつつある四国遍路では、江戸時代より、「お接待」³⁾ や「善根宿」(修行僧や遍路を無料で宿泊させる宿) という金銭によらない無形の寄付慣習があった。これは、キリスト教の三大巡礼路であるサンティアゴ巡礼⁴⁾ の場で整えられた慈善活動に劣らない寄付文化である。また、江戸時代にはキリスト教が禁じられ、檀家制度が整えられたため、仏教が幕府の統治体制の一翼を担うことになり、宗教色は薄められた。しかし、葬儀等を通じてお寺に信徒が取り込まれた結果、日本中どこへ行っても神社仏閣の敷地は広く、立派な建造物が林立している。このように日本に寄付文化が皆無だったというわけではなく、西欧文化と異なる形での日本型の寄付文化が存在したとは言えないだろうか。

この度の公益法人制度自体の改革とともに、寄付金優遇の税制も整えられた。これらは果たして日本の寄付文化の土壌に合致し、十分効率的に機能するだろうか。今後、多様な価値観を反映した非営利活動の役割が重要になるに従って、これらの活動の原資として寄付金の果たす役割は一層重要になる。本稿は、「日本には欧米とは異なった形での寄付文化があったのではないか」という仮定のもと、日本の独自性を織り込んだ寄付金控除の制度的位置づけについて、租税理論及び判例からの検討を試みたものである。

3) お接待とは、四国遍路の札所近辺や遍路道沿線で行われる、自由意志に基づく行為であり、それゆえ、接待を行う人々の「心性」は、信心、善意、愛、同情、優しさなど美的な意味付けで捉えられ、これが四国の文化的なローカリティや風土と理解されていた。しかし、昭和30年頃までの遍路には「ヘンド」(物乞いをする負の異人) 側からの要請によっておこなわれる接待もあった。朝川泰宏『巡礼の文化人類学的研究』(2008年、古今書院) 433頁。

4) サンチャゴ巡礼では、都市当局、教会・修道院、兄弟団に加え、王権が施療院を運営し、「神の貧民」としての巡礼者への慈善活動を展開した。関哲行『スペイン巡礼史』(2006年、講談社現代新書) 237頁。

2. 日英寄付文化の相違点

2.1. 教会の役割と寺院の役割の相違とチャリティ法

キリスト教文化も仏教文化も2,000年以上の長い歴史を持つが、教会と寺院では、貧しき人々への救済、弱者への慈善に対して果たしてきた役割にかなりの相違がある。キリスト教がその成立時から迫害を受けつつ布教され、庶民レベルから浸透していったのに対し、日本における仏教は、その伝来以来長く鎮護国家と結びつき、貴族の宗教として保護されてきたため、庶民レベルに普及するのは鎌倉仏教の登場以降であった。

仏教の慈悲の思想が鎮護国家と結びついた例には、光明皇后により設置された悲田院(723年)が、諸国の寺院にも広がっていった事例がある。しかし、仏教自体はまだ庶民には普及しておらず、人々は伝来仏教に帰依することなく、狭い地域社会のコミュニティでの相互扶助の中で暮らしていた。鎌倉時代には多くの宗派が新興したが、それらが庶民にまで浸透するのは戦国時代以降であった。江戸時代になると、仏教は檀家制度によって幕府の封建体制に組み込まれてしまったため、宗教としての役割は弱められた。仏教はあくまで伝来の宗教であって、日本人の生活・思想のバックグラウンドというより、国家統治のための制度として利用されてきた。

一方、キリスト教文化圏では教会の役割が大きかった。教皇の力が王権よりも強かった時代を経て、絶対主義王制の時代となり、国家の力が強まってくると、公的な救済行政が始まった。しかしながら、財源が教区住民からの税金による以上、救済できる人数にはおのずと限界が出てくる。従って、隣人愛の教えに基づくチャリティ（より包括的にはフィランソロピ⁵⁾）が、次第に在俗の富裕者をも通じて実践されるようになった。

5) チャリティは主にキリスト教的な愛（神の愛、神への愛、隣人愛、慈悲心、善行）を指すのに対し、フィランソロピはそのような宗教的規範性を離れたより広い人類愛に基づく同胞の福利と幸福の増進をはかる慈悲心・善行を指す。本稿では、両者をともに「民間非営利の自発的な弱者救済行為」と定義する金澤周作『チャリティとイギリス近代』（2008年、京都大学出版会）3頁に従う。

現在のイギリスのチャリティ委員会⁶⁾は、政府機関(内閣府第三セクター局 (Office of the Third Sector) は政府の外にある独立した機関)からも、監督対象セクター(19万団体)からも独立して運営されている。当然のことながら、これは一朝一夕にできたわけではなく、1601年のエリザベス救貧法⁷⁾、同年の公益ユース法 (チャリタブルユース法)⁸⁾ 以来400年の歴史を経て形成されたものである。教会の役割であった救貧が国家の管轄となったが、ユースという信託法が認められ、このユース/トラスト方式により設立された慈善信託は、制定法や判例法によって徐々に規定や制限や保護を受けつつ、各地で設立され、チャリティの原型となった。

18世紀後半からの産業革命の進展により、貧富の差が拡大した。同時に、中産階級も生まれた。彼らは積極的に病院などに寄付し、そうした行為がミドルクラスやジェントルマンのステータスになった。このように、権力集中を防ぎ、地方分権を重視するのが近代イギリスである。従って、チャリティも、民間に関わる問題は民間の手で取り組まれるべきという歴史的な文脈に位置づけられている。

救貧法自体が最終的に廃止されるのは、労働党が政権を担った1948年の国民生活保護法成立によってであった。1942年には、ボランティア活動団体の

6) チャリティ委員会は1853年の公益信託法 (The Charitable Trust Act 1853) の制定によって設置が規定され、1960年に制定されたチャリティ法 (The Charities Act 1960) によって、公益信託の監督・指導が同委員会に一元化された。同法は1992年、1993年と改正されてきたが、2006年改正法 (Charities Act 2006) では第2部・第1章にチャリティ委員会の達成目的や機能等の規定が明記されている。

http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2006/ukpga_20060050_en_1

7) 1536年、ヘンリー8世の時代にトマス・クロムウェルによって成文化されたのが最初の救貧法であるが、救貧行政が本格的に始まるのは、1601年のエリザベス救貧法である。それまで教会の役割であった救貧が国家の管轄となった。教区単位でのシステムであるが、救貧税を徴収し、国家管轄での救貧行政を行った。これは現代社会福祉制度の出発点と評価されているが、法の目的はあくまで貧民を救済することによる治安維持にあった。前掲注5)112頁以下。

8) ユース (use) は15世紀に始まった信託の方法で、土地を直接教会に寄進しないで、信頼できる人に譲渡し、譲渡を受けた人がその土地からあがる収益を教会に寄進する方法である。地代や税金収入が減るため禁止されていたが、1601年公益ユース法によって認められるようになった。当初useという言葉はtrustとほぼ同じ信託の意味で用いられていたが、18世紀にはtrustの語が主流になった。前掲注5)22頁、坂東行和『法の世界とその周辺 法的思考と中世イギリス史』(2001年、法律文化社)70頁。

力を社会の進歩のために活かさなくてはならないという「ベバリッジ報告書」⁹⁾が発表された。1960年のチャリティ法制定も、民間の力による公益活動の立て直しの必要が生じてきた流れを受けたものである。

チャリティ法は2006年に改正されたが、その第2条2項において、チャリティとして認められる13項目が列挙された。イギリスは判例法 (Common Law) の国であるから、これまでチャリティの目的は前述の公益ユース法 (1601年) 前文に例示されている以外では、1891年チャリティの公益性が争われたベムセル事件 (Commissioners of Income Tax v.s. Pemsel) において、裁判官マクノートン卿が提示した4つの基準 (①貧困の救済、②教育の発展、③宗教の振興、④その他公益的活動と認められるもの) が認められていたのみであった。改正法は、13項目列記された慈善目的 (charitable purpose) に合致し、かつ公益性 (for the public benefit) を有するものをチャリティとして認めている。判例法のもとでは、初めに個々の具体的な判決があって、それが一定量にまで集積されると、これを抽象的・一般的な制定法にまとめることがある。このチャリティ法改正によるチャリティ目的の設定もその一例といえる。

わが国の「公益社団法人及び公益財団法人の設立等に関する法律」(以下、「公益法人法」) 2条4号の公益目的事業の定義を受け、別表にて23種類の事業を列記する構成方法は、まさしくチャリティ法の列記方法と同じである。両法ともに限定列挙することによって、「チャリティとは何か」について明確な枠組みを示している。すなわち、どのような活動を行うかではなく、どのような目的で運営されるかが基準となっている。また、チャリティ委員会での審査を通過した団体 (登録チャリティとして認定された団体) に対しては、一定の税制優遇 (チャリティ団体の事業活動によって発生した金融収益、不

9) 経済学者で政治家であるベバリッジによって発表された「社会保険と関連サービス」(通称「ベバリッジ報告書」)と題された報告書は、「掃り箱から竈場まで」のキャッチフレーズでよく知られる。この報告書の勧告に従い、1948年に国民生活保護法が制定された。田島裕『イギリス法入門』(2001年、信山社)149頁。

動産収益、キャピタルゲイン収益、事業活動収益等のうち一定のものについての免税規定)が認められる。日本法では、公益認定等委員会が認定した公益社団法人・財団法人は、即、特定公益増進法人として税制優遇を受けることができる。このように委員会が税制優遇の資格付与機関として機能している点も同じシステムとなっている。

ただし、司法的機能は異なる。2006年改正法第2部第2章でチャリティ裁判所(The Charity Tribunal)が新設され、同委員会による行政を規制する体制が設けられたのに対し、公益認定等委員会は、独立した権限をもつ3条委員会(国家行政組織法3条)ではなく、8条を根拠とする合議制の機関にすぎず、裁判所的機能は持たない。

2.2. 教会の役割と国家の役割の間隙を埋めるチャリティ

西欧封建社会では、宗教組織を支援するための「十分の一税」(tithe)という自発的な寄付、後に強制的な義務となった租税システムがあった。旧約聖書の「レビ記」「申命記」¹⁰⁾で、農作物の10%が神のものであると説かれていることを根拠に、司教や修道院は土地生産物や労賃などの収益に対し、十分の一税を徴収したものである。4世紀頃から義務になり、779年にはカール大帝が勅令を出し、十分の一税をフランク王国に住む全住人が教会に納めるべき税金であると定め、以後強制的な税の一つとなった。これはフランス革命勃発時まで続いた。現金ではなく農作物の一部とはいえ、教徒が納税することが教会への貢献であり、これらの納税(寄付)によって教会組織を守り、ひいては自分の周りのコミュニティを保護するという考え方である。この十

10) 十分の一税はイスラエル人の慣習にまで遡る。旧約聖書の「レビ記」は主がシナイ山でモーセに仰せられた言葉、「申命記」は死を前にしたモーセがイスラエルの民に告げた言葉である。(レビ記27章には「地の十分の一は、地の産物であっても、木の実であっても、みな主のものである」とある)『聖書(新改訳)』(1999年、日本聖書刊行会)。

11) たとえばカンタベリー大司教テオドルスの贖罪規定書では、司祭と貧者を除いて十分の一税の支払いは慣習化しており、それは貧者と巡礼のために使われたという。敬虔な高位聖職者もこの慣習を守っていたことをベンダの『イギリス教会史』が伝えている。関口武彦「十分の一税の確立とその展開」山形大学紀要(社会科学)第37巻第2号3頁。

分の一税はイギリスを含めたキリスト教圏においてかなり浸透していた。¹¹⁾

これらは、絶対王政以前、国王の力が比較的弱かったのに対し、教会や教皇の力が強いという二重構造の中での資金調達システム、相互扶助システムとして発達していった。すなわち、救貧は国家の仕事というより、むしろ身近な教会の役割であり、もともと聖書の教えに由来する隣人愛と結びついて、教会や修道院を通じて自分たちの地域社会（コミュニティ）を守るという考えが浸透していったのではないか¹²⁾。イギリスはヘンリー8世の時代にカトリックから離れ、国教会をつくったが、信徒の義務としての十分の一税と貧者の救済というチャリティ精神はカトリックの考え方を引き継いだものと思われる。

エリザベス救貧法（1601年）以降は、国家単位での救貧行政が行われたが、救貧税の徴収は国教会の教区単位（約10,000）であった。産業革命の進展に伴い、困窮する農民や市民が増え、救貧税も膨れ上がっていった。今日いうところの「大きな政府」の必要性があったが、一方で税収の確保は容易ではなかった。イギリスはナポレオン戦争の戦費の調達のため世界で最初に所得税を導入した国（1798年）¹³⁾であるが、それは所得の把握すら難しい時代の不完全な直接税にすぎず、国家歳入の大部分を占める間接税（関税、消費税、印紙税）では、国家財政を賄えるものではなかった。

産業革命後は貧富の差が大きくなった。それは余裕のある者も増えたということであり、その寛大さ（一種の「ノブレス・オブリージュ」）を誇示するために、国家の民間活動への消極姿勢を補うために、自発的に慈善を行ったのが、イギリス社会でいうところのチャリティ（フィランソロピ）ではな

12) 一般にカトリック世界では、慈善活動は「富の社会的還元」を意味し、権力はそれに支えられて初めて正当化され、維持されると考える。前掲注4)237頁。

13) ウィリアム・ピットによって導入された所得税は、いったん廃止（1820年）された後、1843年に復活した。立憲君主制をとるイギリスでは、国益を守るための徴税効率化（財政軍事国家における大きな国家を志向する動き）にせよ、納税者＝国民の負担を軽減するための諸改革（レッセ・フェール国家における小さな国家を志向する動き）にせよ、中央国家は一貫して民間への直接的・積極的な干渉を回避しようとしていた。国家は基本的に市場および地方（個人および自治）の自動努力に依存していた。前掲注9)5頁。

だろうか。これは「君臨すれども統治せず」の立場をとった王族も例外ではなかった。19世紀後半になるとこれらの活動は、都市部の中産階級が慈善組織協会の運営を通じて行うようになった。それがチャリティ委員会の設立（1853年）にもつながった。

2.3. 檀家制度と石高制－狭いコミュニティ・お接待の精神と貨幣制度－

イギリスで産業革命が進展し、公的救済やその間隙を埋める民間慈善活動によって社会秩序を保つという考えが実践されていた頃の日本は、土農工商の身分制が固定していた江戸時代末期から、開国によって一挙に新しい法制度が輸入された明治初期の時代にあたる。

江戸時代、国民の大多数を占める農民階級は、職業選択の自由も居住の自由もなく、土地に縛られ、寺請（檀家）制度によって宗教も縛られていた。貧しさが前提の固定化された閉鎖社会であった。

歴史的に日本の宗教組織は、近代社会においては国家が責任を持つべきものとされている社会福祉、教育の相当部分を担ってきた。江戸時代のお寺は、「寺子屋」として教育機関の役割を果たした。檀家制度¹⁴⁾により幕府機関の末端としての行政的権限を与えられた。このような徳川幕府が採用した宗教政策によって仏教は骨抜きにされ、日本人の宗教心がなくなる原因となった¹⁵⁾。

仏教行事は儀式化し、一般民衆は葬式とお墓の慣習を通じて寺に取り込まれ、寺は葬儀や法事を営むことによって定期的に布施収入を得るようになった。明治時代になって檀家制度は廃止されたものの、檀家と寺院との契約関係としての檀家制度は現在まで続いている。

14) 島原の乱が終結した後の1638年、幕府は仏教への改宗を保証する寺請証文制度を全国に拡大し、誰もが必ずどこかの仏教寺院に信者として帰属することを義務づける寺請制度（檀家制度）を始めた。寺請制度とは、キリシタンの根絶をはかった制度である。中島隆信)『お寺の経済学』（2005年、東洋経済新報社）36頁。

15) 信者サイドにすると、信仰を選択することができなくなる。一方のお寺サイドでは、檀家制度は常に安定した顧客を保証してくれることになる。前掲注14)38頁。

相互扶助的なコミュニティが機能していた江戸時代には、このような独特の地位を与えられた寺に対する優遇（江戸時代から寺社に対しては非課税であった）にも意味があったかもしれない。しかしコミュニティの役割が変容し、檀家制度も形骸化している現在、お寺の果たす役割も変わってきている。現在の寺院の大部分は檀家寺として、葬儀や法事での読経と戒名の付与と墓地の管理（永代供養）を主要な仕事としており、果たして「信教の自由」という公益性をもつか、疑問である。

徳川幕府の採ったもう一つの政策は、財政基盤としての米本位制、いわゆる「石高制」である。藩の規模から武士の給与に至るまで、全てが米の生産能力で表され、これに基づいて年貢が課された。各領主は自家消費分を除いた米を売却し、その代金であらゆる物を購入することとなったので、市場の形成が促され、都市部では貨幣経済が発展し、商人の地位が高まってきた。すなわち、江戸時代は全体を通して米本位経済と貨幣経済（全国で通用する幕府の貨幣、各藩が発行する藩札、商人間での私札）が並立していたが、時代が下るにつれて、より自由な貨幣経済の比率が増していくようになる。

では、天下の台所と呼ばれた大阪に最も多く集中したコメ市場で財をなした商人は、同時期のイギリスの中産階級におけるような世俗的博愛精神をもっていたのだろうか。実は、江戸時代の大阪は日本のNPO発祥の地ともいえるほど公益活動が盛んであった¹⁶⁾。タニマチというメセナの発祥の地であるし、八百八橋は皆町人の寄付で作られたと言われている。ただ、鎖国中の固定化された社会ゆえに、より貧しい人々への救貧という考えには乏しかった。

ここで特徴的なのは、この時代の中産階級商人の宗教との関わりが、寺社への喜捨・寄進という形をとっていたことである。すなわち、江戸時代の中産階級にとっての日本型チャリティ精神というのは、菩提寺への寄進を通じた先祖への供養、病氣治癒などの現世利益といった方面に向けられていた。

16) 2007年10月18日英国チャリティ委員長来日記念日英シンポジウム「民間公益活動の新時代を迎えて」パネルディスカッションにおける早瀬昇・大阪ボランティア協会事務局長発言要旨より。

同時に、貨幣経済の発展によって経済的ゆとりができた中産階級を中心として、江戸時代中期に伊勢参宮や高野山参詣¹⁷⁾、四国廻路¹⁸⁾のような巡礼が広まった。

一方で、貨幣経済の恩恵にあずかることの少なかった農民は、金銭によらない慈善活動として巡礼に対する非金銭的な「お接待」や「ヘンド」への施しを提供したのではないか。廻路道をはずれた場所にも、廻路の足跡が残されている。彼らはヘンドと呼ばれる乞食であって、修業としての乞食(こっじき)ではなく、廻路を生きていくための生業とする乞食廻路である。女性、貧しい人々、経済的非独立者のほか社会的脱落者—自らの生活をヘンドに対する接待に依存していた人々—が確実に存在した。お接待は日本型救貧であり、日本型チャリティ精神の発露ではないか。

つまり、江戸時代の日本においても決してチャリティの精神がなかったわけではない。大方の農民は、狭い地域社会において農作業を通じた相互扶助の精神をもち、巡礼者や物乞いをするヘンド（地域社会からみて「異人」）に対しては金銭以外の無形の善意の形で、チャリティを示した。一方、貨幣経済の恩恵に浴し、金銭的ゆとりのある中間商人層は巡礼によって現世利益を求め、先祖への供養と安寧を寺社への寄進という形のチャリティ精神で示したのではないか。

すなわち、イギリスのような階級社会においては、ジェントルマンとしての義務的精神、博愛精神に基づいた施しがチャリティであるのに対し、日本のような封建社会においては、領主（大名）の施しが期待できなかったため、檀家制度を介在し、庶民相互に広まったのが寄進やお接待という相互扶助の精神ではなかろうか。

17) 江戸時代には伊勢参宮と高野山参詣はセット旅行で、民衆の多くはこのような旅行を一生に何回かは行っている。圭室文雄『日本仏教の歴史 江戸時代』（1996年、佼成出版社）28頁。
18) 弘法大師の修行の足跡が残る海岸沿いの88ヶ寺を巡礼する民衆信仰である四国廻路は、史料にみえる最初は1631年版の「弘法大師伝」であるが、完全に浸透するのは18世紀以降であろうと考えられている。小嶋博己「廻路と巡礼」『四国廻路と世界の巡礼』（2007年、法蔵館）25頁。

3. 国家の役割の変容と寄付金の意義

3.1. 現代における寄付金の意義—フィランソロピにつながるか—

2で論じたように、寄付はそれぞれの文化や宗教といった背景とのつながりが強い。イギリスではキリスト教文化を背景に、産業革命による貧富の差の拡大を埋めるべく、チャリティという名目での民間基金の役割が増大していった。一方日本では、狭いコミュニティでの相互扶助の伝統は綿々と受け継がれていったが、徳川幕府の政策によって仏教のもつ宗教色は薄められた。それでも、檀家制度は生活に取り込まれ、お寺への寄進としての奉納も、お接待のような無形の寄付文化も続いていた。

明治維新後の日本では、社会福祉の法制度の立ち遅れ¹⁹⁾に起因して、皇族や財閥による寄付が多く、福祉のかなりの部分を寄付が担っていた。ただし、一般の寄付が多いわけではないので、あえて寄付を促すようなインセンティブは必要ではなかった。

改めて寄付が注目されるようになったのはごく近年、1995年の阪神・淡路大震災である。多額の義捐金が寄せられ、自発的なボランティア活動が評価された。これは、1998年の特定非営利活動促進法（以下、「NPO法」）の制定、さらに今回の公益法人制度改革へとつながった。

寄付というのは、現金であれ、現物であれ、寄付者の所得や資産を原資に、被寄付者へと無償でなされるものであるから、本来は寄付者にとっても、被寄付者にとっても、課税対象となる。しかしながら、それでは寄付を促すインセンティブは低いままなので、寄付者側、被寄付者側、それぞれにとって課税対象とならないような優遇規定が設けられている。

寄付に対する優遇には、寄付という望ましい行為を行った人に対する報償（reward）として所得税を軽減する側面と、寄付という望ましい行為を人々

19) 現行憲法では25条に生存権が保障されているが、明治憲法の時代は、人権はあくまで天皇が与えた臣民の権利にすぎず、法律によってどのようにも制限されるものとされていた。そもそも、生存権のような受益的な権利は保障されていなかった。

が行うことを促進するため所得税を用いた誘因 (incentive) を与える側面とがある。²⁰⁾

寄付者が個人の場合は所得税法78条、法人の場合は法人税法37条に寄付金控除の規定が設けられ、控除限度額の範囲内で、課税対象から除外されている。個人の場合は、特定寄付金や認定NPO法人への寄付に該当すれば、総所得金額の40%に達する金額まで所得控除することができる。法人の場合は、国や地方公共団体、特定公益増進法人等に対する寄付のうち一定額は損金算入できるという優遇が認められる。ただし、同じ寄付金控除とはいえ、個人の出損する寄付に対する控除より、法人の出損する寄付に対する控除の方が手厚い制度となっている。しかし、判例²¹⁾ (東京地裁1991年=平成3年2月26日判決 (原告敗訴) 判例時報1379号67頁、東京高裁1992年=平成4年3月30日判決(控訴人敗訴)、最高裁1993年=平成5年2月18日判決 (棄却) 判例時報1451号106頁) では、大島訴訟最高裁大法廷判決 (1985年=昭和60年3月27日、民集39巻2号247頁、判例時報1149号30頁、判タ553号84頁) の趣旨に徹して、あくまで立法政策の範囲であるとしている。

反対に法人が寄付を受ける場合、普通法人(法人税法2条9号に定義される公共法人・公益法人等・共同組合等以外の法人)であれば寄付金収入は課税対象となるが、公益性が高い法人 (法人税法2条6号に定義される公益法人等) の場合は、同法4条1項但書により、寄付金収入に対しては原則として、課税されない。

この二つの制度が、現在設けられている寄付金優遇に関する税制であるが、これらの制度が本当に民間非営利活動、ひいては、フィランソロピを促進す

20) 増井良啓「所得税法からみた日本の官と民」『越える境越える法③市場と組織』(2005年、東京大学出版会) 44頁。

21) 所得税法78条の規定は、個人が支出する国等に対する寄付金の額の所得控除について限度額を設けている。この規定と、法人の支出する国等に対する寄付金のうち限度額に達するまでの金額を損金に算入できる法人税法37条3項の規定を対比すると、憲法14条、84条に違反するとして争った事例であるが、判旨に賛成する評釈が多い。吉村典久「所得税法及び法人税法上の寄付金控除規定と憲法14条」ジュリスト993号207頁、中里実「寄付金控除に関する法人と個人の公平」ジュリスト983号56頁。

る税制になっているのだろうか。

3.2. 政府の役割の変容と寄付金

前述の特定寄付金につき、個人による寄付には所得控除が認められている。その控除限度額は総所得金額の20%、25%、30%、40%と順次引き上げられており、所得税法も寄付を促す方向性を示している。控除限度額が設けられているのは、本来国に納付すべき税金の使途を、完全に個人の意思にゆだねる結果となるのは適当ではないという趣旨によるものであった。寄付金を課税所得から控除するのは担税力の観点（水平的公平）からみれば適切ではなく、寄付金控除は公益上望ましい寄付を奨励するための租税特別措置であり、社会目的規範に属すると解されてきた²²⁾。これは、国が公費を投入する事業を基準点にして、寄付金の扱いを考えるという発想である。公費は租税によって賄われる以上、公費の肩代わりとなる寄付について租税特別措置を講じても結局のところ、国の税収に穴があくわけではない。つまり、この見方によれば、寄付金控除の対象とすべきは、本来ならば国が税金を用いて行うような事業に限られ、「公益事業」という言葉が、国の事業とほぼ等値されている²³⁾。

しかし、しばしば指摘されるように、政府の果たすべき役割は変容してきている。日本では明治以来、国家は市民活動や経済活動にかなり積極的に介入してきており、「安上がりの政府」（小さい政府）はそもそも存在しなかった。特に最近半世紀には行政活動は飛躍的に強化され、行政組織や法令の数・予算規模は年々膨大している²⁴⁾。財政赤字問題と相まって政府の役割の見直し（縮小）が求められているところである。

22) 前掲注21)吉村典久208頁。

23) 国以外のさまざまな組織が公共財を提供し、その財源として寄付金を用いるということになると、寄付金は租税と機能的に似通ってくることになる。現行制度では成り立たないが、明治以前の社会では、領主への租税と、寺社への寄付は同格に考えることも可能かもしれない。前掲注20)38頁。

24) 阿部泰隆『行政法解釈学Ⅰ』（2008年、有斐閣）3頁。

ここで改めて「寄付とは何か」を考える。「寄付」は民法549条の「贈与」に該当すると考えられるが、法人税法37条7項でいうところの寄付金は民法上の贈与より広い概念として使われている²⁵⁾。それは、実質寄付金に該当するものは損金算入を制限する旨の規定だからである。一方所得税法78条の寄付金控除制度は税法の本来原理である公平性を犠牲にする例外規定にすぎないと捉え、できるだけ優遇を認める寄付金の範囲を狭くしようとする立法者意思が働いていた結果と考えられる²⁶⁾。

いずれにせよ、所得税法・法人税法における寄付金控除の目的は、公益上望ましい寄付金の奨励にあるが、その「公益」²⁷⁾の定義は難しい。公益性の認定をめぐる判例はほとんどないが、足立区医師会事件（最判1988年＝昭和63年7月14日、判例時報1297号29頁）²⁸⁾では、公益法人の設立を許可するかどうかは主務官庁の広汎な裁量に委ねられているので、事実上裁判所がその当否を判断しうる余地はないとの判断を下した。これは、「公益」とは行政府の裁量行為の範疇という判断であり、この裁量の余地こそが民法34条公益法人制度の弊害と指摘されていた点であった。

このように裁量の余地を狭く解する必要性から、所得税法施行令217条、法人税法施行令77条の規定により、限定的に列挙された特定公益増進法人に限り、優遇を認めたのであろう。すなわち、このような優遇の仕方は、「法

25) 法人税法37条7項には「寄付金の額は、寄付金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合における当該金銭の額」とその範囲を広く定義している。

26) 寄付金控除は、1962年（昭和37年）の所得税法改正で初めて導入された（旧所得税法15条の6）。制度創設は早くから要望されていたが、理論的には寄付金は所得の処分であり控除項目ではないこと、寄付奨励の政策的措置としても高額所得者のみを利する不公平な制度であること等を理由に、導入が見送られていた経緯がある。藤谷武史「個人による公益活動支援と税制」租税法研究35号29頁。

27) 公益性の定義として「積極的に不特定多数の利益の実現を図ること」が挙げられるが、今田忠・前掲注16）パネルディスカッション資料に記載されるように「不特定かつ多数の者」という用語は言語明瞭・意味不明であって、公益とは国民的合意としか言いようがない。

28) 高木光・最新判例評釈・判例時報1312号191頁がある。

律による行政の原理」²⁹⁾に基づき、行政の恣意性を排除するための方法である。しかしこの優遇方法は、多様な価値観に対応した第三セクターによる非営利活動の促進を妨げるおそれがある。官に批判的な法人も、官寄りの法人も、同一の基準で公益認定を受ける(=税法上の特定公益増進法人になる)べきであろう。

所得税法では、総所得金額から寄付金の額を控除する所得控除制度を採っている。それは、累進税率の高い納税者、すなわち、多額の寄付が可能な高額所得者にとって、より有利な制度となっている。等しい額の寄付を行っているにもかかわらず、高額所得者に対して、より大きな報償を与えることは合理的であろうか。実際、図1に示すように、合計所得金額が5,000万円の申告納税者は寄付控除による租税支出が極めて高くなっている。寄付税制が節税行動のインセンティブとなっている可能性がある。

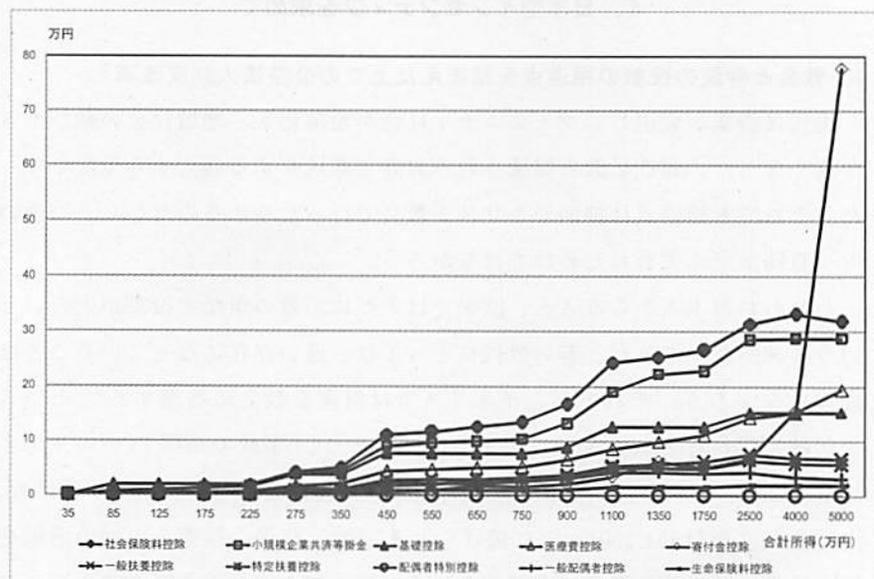
格差社会化が問題になっているが、それでも日本は欧米に比較すると貧富の差の少ない社会である。²⁾で検討したように、伝統的には庶民レベルでの非金銭的な相互扶助の精神が日本型チャリティであったと推定される。そうになると、むしろ貧者の一灯こそ大切に、育むべきインセンティブを与えるべきとして、増井良啓教授は税額控除の形をとる方が、筋が通っていると主張する³⁰⁾。

確かに寄付金控除額からみると、高額所得者が恩恵を受けているのは明白であるが、利用者の人数からみると、中所得者層(所得金額400万円超500万円以下)に一つのピークがある。これらの層が、相互扶助によるチャリティ精神を体現している人々だと推定すると、むしろ、所得控除方式の方がインセンティブとしての役割を果たしていると考えられる。

29) 租税法は行政法の一分野として発達してきた。法律は、憲法に適合するように作られ、解釈されなければならない。そして行政機関は、立法機関が作った法律を適切に執行し、司法はその逸脱を監視すべきであり、これが「法律による行政の原理」(実質的法治主義)である。前掲注24) 92頁。

30) 前掲注20) 51頁。「累進税率構造の下でたまたまその納税者に適用される税率が、さしたる根拠のないまま税額を減少させてしまい、高所得者を優遇するという不合理な結果を生む。この不合理は正すべきである」と主張し、同時に「控除割合を法定する必要があるが、そのための客観的基準は一義的に明確であるわけではない」という欠点も指摘している。

図1 申告納税者一人あたりの所得税における租税支出 (2006年)



(出典: <http://www.jbaudit.go.jp/effort/study/mag/pdf/j38d02.pdf>)

現代では、経済のグローバル化とともに、税制もボーダーレス化への対応が求められている。お金が容易に国境を越えるということは、資本の移動性が高まることであり、これらをどう捕捉するか、課税権はどの国にあるのか、という国際課税の問題が顕在化してくる。同時に、より課税要件の有利な国への資本の移動を防ぐため、国内的には高率の累進課税を緩和することが必要になる。従って、比例税である消費税が税収に占める割合が高まるにつれ、累進税による所得の再分配機能は弱まってくる。

これら所得の再分配機能の低下や経済のグローバル化の観点から寄付金控除制度を考えると、国民の所得を税金として国家に集めて、政府の望む方向で再配分するより、各人の多様な価値観を実現してくれる組織体への寄付を促す方が効率的ということになる。このような政府や税制の果たすべき役割の変容、その延長として寄付金優遇を考えると、寄付金控除の範囲の拡大(今回の公益法人制度改革の目的の一つ)は当然の帰結であろう。

4. 日本型インセンティブを求めて

4.1. 教会と寺院の役割の相違点を踏まえた上での公益法人制度改革

現代は農業が衰退し、コミュニティ社会が希薄化し、地域社会の結びつきが弱くなった。葬式仏教と擲擲されるお寺で葬式をする機会すら少なくなった。それでも結婚式は神前やキリスト教会で行ったりするのだから、宗教のもつ意味が全く失われたわけではなかろう。

われわれ日本人からみると、欧米では未だに宗教の果たす役割が大きいというイメージがあるが、若い世代にとっては、遠い存在になっていることは間違いないであろう。それでも、イギリスでは財産を教会に寄進する³¹⁾ といった伝統に裏付けられた宗教に対する信頼があり、「宗教の振興」(チャリティ法2条(2)(c))という目的による活動の収入は非課税とされる。アメリカでも、内国歳入法典(I.R.C)501(c)(3)に掲げられる宗教、慈善、教育その他の活動を行う法人に該当する場合は非課税となる。日本でも宗教法人の本来事業に対しては法人税が課税されない。

しかし米国内国歳入法典(I.R.C)や英国税法(Income and corporation act)と異なり、日本では宗教法人に対する寄付は、所得税法上の寄付金控除の対象とならない。ここに日本と欧米における宗教の果たす役割の相違と、それに基づいた税制の相違を見出すことができる。

戦後の日本では、宗教の社会的活動への弾圧や、その教義にまで干渉を加えた戦前・戦中の反省から、公共の福祉に反しない限りにおいて、政教分離原則を重視した。そして、宗教法人法(1951年)は、信教の自由をできるだけ保護していくという趣旨で制定された。今日、日本の街中や郊外でみかける神社仏閣の多くは、各々が宗教法人となっている。その数は18万を超え、学校法人(約7,800)、社会福祉法人(約18,800)、公益法人(約24,900)の数

31) イギリスでは、教会への財産の寄進などの財産管理を目的として、1602年の公益ユース法制定以来、公益信託という概念を中心に非営利活動の制度が整えられてきた。前掲注2)76頁。

に比べて格段に多い³²⁾。宗教法人に、果たして、税制優遇に値する公益性（日本人の宗教的無関心や、宗教のもつ本来の役割と対比して、現在の寺社が果たしている役割への疑問）があるのかという点に関しては議論の余地があるが、「公益性がある」という前提に立てば、これら宗教法人に対する税制優遇（公益法人等の一つとして、法人税が原則非課税となる取扱い）は認めるべきということになる³³⁾。

しかし、宗教法人に対する税制優遇と、今回の公益法人制度改革とは別物である。今回の改正では、公益法人の登記と優遇とを分離し、公益認定法人には税制優遇を拡大するが、認定を受けない一般社団法人・一般財団法人に対しては課税強化の方向を示している。一方、宗教法人法によって法人格を付与される宗教法人はこれまで通りの認証による設立であるにもかかわらず、自動的に税制優遇を受けることができる。二段階方式の公益法人制度改革の趣旨から考えると、宗教法人には税制優遇を受ける根拠が乏しいことになる。

「お寺はタックスヘイブンか」と批判されるのは、本来の宗教的役割を果たしていない寺社が多いためであろう。一方、教会に対してこのような批判がないのは、明治以前の迫害の歴史、明治以後の現状－信徒数が少ない、広大な敷地を有していない、宗教法人としての本来の役割を果たしている－によるためであろう。それは、宗教に対する関心が低くなっている現代人の心の問題(文化)と、侵害立法である租税法をどのように関連づけるのかという論点にもつながる。

宗教とは、一般には「超自然的、超人間的本質の存在を確信し、畏敬崇拜する心情と行為」（ペット葬祭業事件・名古屋地裁判決文）というようにファ

32) 公益法人の領域での戦後の変革の特徴の一つは、特別法に基づく公益法人の数が増加したことであり、その反面として、民法に基づく公益法人の数は相対的に減少している（前掲注28）193頁）。

33) 憲法20条・89条の要請もあって、宗教法人は、宗教法人法に基づき、認証によって法人格を取得する。しかし、宗教団体の活動を保護するという信教の自由の達成をめざして作られた宗教法人法の実際の適用範囲は宗教的側面ではなく、世俗的側面のみである。にもかかわらず、宗教法人も法人税法別表2に掲げる公益法人等の一つとして税制優遇を受けている。

ジーに解され、その具体的な教義や活動内容が、その構成員やその属する社会の利益を現実に増進せしめるものであることは必ずしも要求されていない。そして宗教法人法2条に定義される「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体のことである。宗教と宗教団体、宗教団体と宗教法人、宗教法人と公益性との関係はまさしくファジーである。それは形而上の問題を世俗の規律（ルール）にはめ込む作業ともいえる。

ベット葬祭業事件（名古屋地裁2005年＝平成17年3月24日判決・原告敗訴、名古屋高裁2006年＝平成18年3月7日棄却、最高裁2008年＝平成20年9月12日棄却（判例タイムズ1281号165頁、判例時報2022号11頁））では、ベット葬祭業は収益事業に当たると認定した。宗教法人の提供するベット葬祭業という役務に対して料金表等により一定の金額が定められ、依頼者がその金額を支払っている。

これが施行令5条1項10号の請負業等に該当するか否かについては、①事業に伴う財貨の移転が役務等の対価の支払いとして行われる性質のものか、それとも喜捨等の性質を有するものか、また、②当該事業が宗教法人以外の法人の一般的に行う事業と競合するものか否か等の観点を踏まえた上で、当該事業の目的、内容、態様等の諸事情を社会通念に照らして総合的に検討して判断するのが相当であるとの基準を示している。そして本件ベット葬祭業においては、これらの金員の移転は、役務等の対価への支払いとして行われる性質のものとみるのが相当であり、依頼者において宗教法人が行う葬儀等について宗教行為としての意味を感じて、金員の支払いをしていたとしても、喜捨等の性格を有するものということができないと判示した。

ベット葬祭業や針供養、人形供養、おみくじ等の頒布は「宗教的」行為であり、人間の供養における読経行為は「宗教」行為であり、その違いは「任意性」が存在するか否かによる³⁴⁾。しかし、人間の法事や葬儀にも黙示の料

34) 三木義一・木村直義「宗教法人と収益事業－ベット供養訴訟を素材にして－」『判例分析ファイルⅡ第2版』（2009年、税務経理協会）455頁。

金相場が存在する。決して喜捨金と呼べるような対価性のない支出とはいえない。従って、たとえ宗教法人の本来の事業に公益性があると判断されたとしても、寺院の行う葬儀等が法人税法施行令5条各号に規定する事業に該当し、法人税法2条13号の収益事業に当たると判断する余地はある。

一方、宗教法人は収益の分配ができないという意味で、非営利性をもつことは間違いない。この点を根拠に課税対象から除外することには、法人課税の根拠とされる法人擬制説³⁵⁾ からみても理論的な整合性がある。公益法人制度改革に対応して行われた2008年度（平成20年度）税制改正の趣旨から判断すると、宗教法人の本来事業に対しては課税すべきではなからう。むしろ必要なのは、宗教法人法25条5項（財産目録等の作成・備付け・閲覧及び提出）の厳格化による透明性の確保であろう。

4.2. 宗教法人原則非課税の是非と法人による寄付

前述したように、イギリスのチャリティ法2条(2)(c)³⁶⁾では、「宗教の普及」(the advancement of religion)が、チャリティ目的の一つになっている。一方、日本の公益法人法2条「公益目的事業」の定義を受けて別表に掲げられる事業の⑬にも、「思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業」がある。しかし、それはあくまで、信教の自由の尊重又は擁護を目的とする事業であり、宗教法人の行う宗教活動ではない。

35) 民法上の法人理論については、「現実の問題を解決するための解釈論には直結しなくなくなり、その意味では、このような論争を行うことの意味自体が失われている」（内田貴「民法1第4版」（2008年、東京大学出版会）217頁）との見方もあるが、「今日、まさに問題となりつつあるのは法人の政策的側面であると言えるのではないか。また、国家をどのような団体として位置づけるのか」という公法上の役割も大きい。大村敦志「民法総論 総則編」（2009年、有斐閣）230頁。

36) (2)(c)「宗教」には、次の(i)(ii)が含まれるとする。(i)一つ以上の神(one god)に対する信仰を含む宗教、(ii)神(a god)に対する信仰を含まない宗教。

チャリティ委員会は、「裁判所によるコモン・ローの定義に従い、宗教には無神教と多神教が含まれる」と定義したとするが、実際には、チャリティ委員会は、仏教やヒンズー教、さらにはキリスト教のユニテリアンやキューカーもチャリティと認めていない。つまり、チャリティ委員会は、法律の規定よりも狭義の解釈を行っている指摘されている。網倉章一郎「英国の新チャリティ法の成立とチャリティ・セクターのあり方」城西国際大学紀要第16巻第1号79頁。

1898年成立の民法は、34条規定を宗教団体へ適用することを、民法施行令28条によって見送った。別途、特別法である宗教法によることが予定されていたためであるが、翌年1899年、宗教法案は、貴族院での激しい議論の末に否決され、廃案となった。

一方、1899年（明治32年）の所得税法改正において、法人の所得に対して所得税を課することが定められたが、公益法人は課税の対象外とされた。公益法人は専ら公益を目的として設立され、営利を目的としないうえ、たとえ収益事業を行ったとしても、それから生ずる利益は特定の個人に帰属する性格のものではないと考えられたためである。所得税法から独立した法人税法が創設されたのは1940年（昭和15年）であるが、その際にもやはり、公益法人に対しては課税が免除された。

戦後、宗教法人令(1945年)を経て、宗教法人法(1951年)が制定された。現行法人税法第4条のような公益法人等に対する収益事業課税の取扱いが始まったのは、宗教法人令（1945年（昭和20年）勅令719号）第16条の規定からである。この規定は後に削除されたが、その第1項において「宗教法人ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得税及法人税ヲ課セス」と原則非課税の措置を定めていた。ところが、宗教法人令第16条第1項及第2項ノ規定ニ依ル所得税、法人税及地租ノ免除等ニ関する件（1945年（昭和20年）大蔵省令109号）第1条は、収益事業を営む宗教法人については、その収益事業から生じた所得に法人税を課すこととした。これは宗教法人の設立が、それまでの認可主義から準則主義に変更され、収益事業を営む宗教団体が増えたことに伴っての措置であった³⁷⁾。以上の経緯を経て現行制度では、宗教法人法4条によって法人格を取得した寺社仏閣教会は公益法人等の一つとして、施行令5条1項各号

37) 1945年（昭和20年）の宗教法人令によって準則主義にかわり、それに伴い、宗教法人の濫設を招いた。というのは、戦後の農地改革によって、寺院は所有していた農地の大半を失い、収入不足に陥るところが税出した。このような背景もあって、宗教法人を設立し、収益事業に走る宗教団体も多かったようである。前掲注14) 45頁。

シャープ報告書「第6章B 非課税規定の排除」もこのような社会情勢を背景にしたものと思われる。

の収益事業に該当する場合以外は、一律に法人税法上の優遇を受けることになる³⁸⁾。

つまり、喜捨等として寄付を受ける側の宗教法人においては戒名料やお布施や葬儀における読経等は非課税となる。しかしながら、宗教心の発露であれ、単なる慣習であれ、事実上の対価の支払いであれ、金員を支払う寄付者側である個人の優遇は認められていない。

宗教法人は宗教活動という公益³⁹⁾を主たる目的とする法人である。現代人の心の安寧の拠り所であり続け、その喜捨が役務の提供ではなく、文字通り喜捨である限り⁴⁰⁾、「寄付控除の必要性なし」という結論は許容されるかもしれない。しかしそのような結論では、なぜ、普通法人が一般寄付金（法人税法37条、施行令73条）としての行う宗教法人への寄付が控除対象となるのか合理的な説明がつかない。法人に宗教心があるはずもなく、法人に憲法19条の思想・良心の自由が認められるわけでもない。そのうえ、法人（会社）の資金は、本来は株主をはじめとする利害関係者のものであり、経営者にとって他人の金である。このような性質をもつ資金からの寄付に対しては、税制はむしろ個人が行う寄付よりも厳格に考えるべきであるが、現実の制度は逆になっている。寄付の目的の違いによって判断が異なってくる－政治献金であれば法人の目的外として認められず、その他の寄付金（災害救援金の寄付）であれば法人の目的の範囲内として認められる－という問題点もある⁴¹⁾。

38) 宗教法人法案を審議した010回国会文部委員会第15号（昭和26年3月23日）議事録の政府委員は、「この宗教法人も民法34条の特別法として生まれてきている。かりに税法等の恩恵を附与しないという場合があるなら、同じ公益法人である宗教法人が、他の公益法人との関係において取扱いを別にされて不公平になる」と答弁している。

39) 宗教としての寺院が存在していること、そのこと自体が公益であるとの見方もあるが、現在の寺社が社会への規範提示をやめ、風俗、儀礼のみが残っている現状に問題があるとの意見もある。石村耕治「宗教法人の公益性と税制問題」『宗教と税制』（1985年、新泉社）76頁。

40) 葬儀や法事の際の読経、戒名料には、料金表もなく、領収書も発行されないが、実際はお寺側の言い値による相場がある。「喜捨金」という言葉は実態と乖離している。

41) 南九州税理士会事件（1996年＝平成8年3月19日最判・民集50巻3号615頁）では、強制加入団体の政治献金は目的の範囲外で認められなかった。一方、群馬司法書士会事件（2002年＝平成14年4月25日最判・判例時報1785号31頁）では、兵庫県司法書士会に拠出金を寄付することは、権利能力の範囲内とされた。強制加入団体が政治団体を行う寄付は認められず、非政治的な団体に対する寄付は認められた。このように判断が分かれたのは、寄付の性格の違いによると考えることができる。前掲注35）大村敦志150頁。

本来的に、寄付は個人が行うものである。かつての狭いコミュニティで示された相互扶助としてのチャリティの気持ちは、現代では多様な価値観に対応したフィランソロピの精神と表すこともできよう。多様な価値観に対応した個人の寄付を増やすためには、手軽に優遇を受けることができるよう、手続上の簡便さも重要なポイントになる。個人の確定申告の煩雑さを避け、イギリス式天引き方法⁴²⁾を取り入れるのも一案であろう。

現行制度では、個人が特定公益増進法人や認定NPO法人に寄付しても、即、所得控除がなされるわけではない。税金の還付を受けるには、領収書の添付とともに、確定申告をしなければならない。日本では給与所得者の割合が高く、源泉徴収と年末調整に頼っている多くの納税者にとっては、確定申告によらなければ還付されないというシステムは、使い勝手のいい制度ではない。日本人にとってのチャリティは、博愛精神というより相互扶助の精神であったことを考慮すると、気軽に寄付ができるためのインセンティブとして手続面での簡便さが求められよう。

上述した矛盾点をはらむとはいえ、政府の役割が変容している今日、法人の寄付金優遇を認めても差し支えないと考える。しかしながら、思想・良心の自由も選挙権も持たない法人に対して優遇を認める限りは、個人の特定寄付金の範囲を拡大すべきであろう。宗教法人への寄付も特定寄付金に含まれると、宗教法人は個人からの寄付に対し、領収書を発行せざるをえなくなるだろう。それは寄付を受ける宗教法人側の会計の明瞭性につながる。更には、「公益性」という観点からは非課税とする根拠が曖昧なままの、宗教法人の本来事業にかかる収益を非課税とする根拠の補強にもつながろう。

42) イギリスでは、Gift Aid制度や企業等における給与天引き寄付制度を利用した場合、寄付を受けた機関は寄付金以外に寄付者の所得控除額を税務署から受け取ることができる。イギリスの成人の約58%にあたる約2,800万人が、最低月1回の寄付をしている。
<http://scienceportal.jp/reports/england/0710.html>

5. より多くの人が寄付をしやすくするために

5.1. 所得税法上の問題点—大塚製薬事件の教訓—

では、個人や法人が宗教法人に対して行った寄付はどう扱われるべきであろうか。個人が支出する宗教法人への寄付や喜捨金は寄付金控除の対象とならない。一方で、法人が支出する寺社に対する寄付は、法人税法37条3項、同施行令73条において、「一般寄付金」として損金算入限度額までは控除が認められる。この点について争ったのが大塚製薬事件（徳島地裁1993年＝平成5年7月16日判決（税務訴訟資料第198号187頁）（原告敗訴）、高松高裁1996年＝平成8年2月26日判決（控訴人敗訴）（税務訴訟資料第215号672頁）、最高裁2000年＝平成12年1月27日判決（棄却）（税務訴訟資料第246号303頁））である。

徳島県鳴門市にある㈱大塚製薬工場が、地元の神社2社の改修のために総額1億5,000万円を寄付し、これを損金処理した（昭和60年9月期、62年9月期、63年9月期）。これに対し、税務署長がこの寄付行為の主体は大塚製薬ではなく、創始者の息子で当時大塚グループの会長であった大塚正士個人であり、大塚正士の支出すべき個人的費用を大塚製薬が負担したものであるから、その寄付金は大塚正士に対する役員賞与であるとして、法人税等の更正処分等を行った。

第1審では、「①神社改築に係る本件寄付の要請は原告会社ではなく原告会社の役員である大塚正士（甲）個人に対しされていること、②甲は、かねてから地元の氏神を崇拝する念が強く、本件寄付を行うだけの十分な動機を有していたこと、③本件寄付は甲が地元の神社を改築するという話を聞き、あらかじめ原告会社の取締役会に諮ることなく、自らの意思でこれを決定したこと、④本件寄付を受けた各奉賛会は本件寄付が甲個人の寄付であるとしてその受け入れ手続を行っていること、⑤更に原告会社に、地元神社に総額1億5,000万円もの寄付をしなければならないような特別な事情を見出しえないこと、⑥本件税務調査後、芳名碑の「甲」なる記載が「原告会社社主甲」

と訂正され、本件寄付の主体が甲であることを糊塗するような工作が行われていることを考慮すれば、本件寄付の主体は原告会社ではなく、甲個人であると認めるのが相当である」と判示した。

同族会社ゆえに取締役会も形骸化しているとの判断に基づいた判決であろう。しかし、寄付金の法的性格については、「事業関連無関係説（非対価説）」が通説になっている⁴³。「法人が支出した寄付金は、事業関連の有無を問わず、直接的な対価を伴わない支出を指す」という支出の非対価性に注目するのが、事業関連無関係説である。③④⑥のような原告や甲に不利な事実認定はあるが、事業関連無関係説では、寄付は当該法人の事業との関連性は求められない性質のものである。②⑤は法人の寄付金として否認する理由に当たらない。

所得税と法人税の寄付金控除の範囲には違いがある。さらには、法人税法上の優遇を付与する範囲（公益法人等の範囲）よりも、寄付控除適格の範囲を絞り込む二階建て構造を採用する現行法では、公益法人の大部分について、法人の所得を原資とする（寄付者から見れば間接的な）寄付のフローを非課税としつつ、寄付者自身からの直接的な寄付のフローについては課税対象とするものである。こうした取扱いは、理論的枠組みからは正当化が困難である⁴⁴。

「法人税法の範疇では、法人としての支出ではなく個人的な支出にすぎないのだから、寄付金ではなく、役員賞与である」というのが更正処分の理由であり、この税務署側主張は最高裁まで支持された。しかし、現行所得税法では総所得金額の40%が控除限度額であるが、当時は25%であったうえに、累進税率が現在より高かった。納税と多額の寄付は両立できないシステムに

43) 所得税法及び法人税法の整備に関する答申を受けた現行法の解釈として、費用性を有するか否かの判定が困難であることに鑑み形式的基準を採用したとする考え方である。金子宏『租税法第14版』（2009年、弘文堂）305頁でも、「法人の支出した寄付金のうちどれだけが費用の性質をもち、どれだけが利益処分の性質をもつかを客観的に判定することが困難であるため、法人税法は、行政的便宜ならびに公平の維持の観点から、統一的な損算入限度額を設けている」としている。

44) 前掲注26) 37頁。

なっていた。この大塚製薬事件が投げかけている論点は、本来的に寄付は個人が行うべきものであるのに、それを所得税法の規定が阻害しているのではないか、という疑問である⁴⁵⁾。

5.2. 法人税法上の問題点－萬有製薬事件の教訓－

このように日本の税法では、個人より法人の寄付の方が優遇されている。しかしそれは、立法府の裁量の範囲内であり、憲法14条違反になるわけではない—というのがこれまでの判例の立場である。法人税法37条は、本来は「支出寄付金の額のうち、損金算入限度額を超える部分の金額は損金の額に算入しない」という、「寄付金の損金不算入」を規定した条文であるが、結果として、法人に、より高い優遇を認める規定となってしまうている。

法人税法37条7項はその寄付金の範囲を広く規定し、名目によらず、実質寄付金に該当するものは損金算入を禁止する旨の規定である。ゆえに、国や地方公共団体、特定公益増進法人等に対する寄付金以外の一般寄付金は、広く損金算入を制限される。しかし損金算入限度額は、資本金等の額や所得金額を基準として法人ごとに設定されるので（法人税法施行令73条）、当期利益金額が大きい法人は、寺社に対する寄付であっても、交際費と区別がつかないような支出であっても、寄付金の範疇と認められる限り、損金算入が認められる。つまり、法人の寄付金支出は、費用性を有するかどうかの判断は困難で、利益処分としての性格をもつ場合もあり、事業関連性がなくても一般寄付金と認められる限りは、控除限度額の範囲において損金算入が認められることになる。

45) 統計資料によって数値は異なるが、日本の場合、寄付は法人による寄付が圧倒的に多く、個人による寄付は1970年以來10%にすぎない。一方、アメリカでは1959年以來、寄付の80%は個人による出捐である。前掲注2) 87頁。

このグレーゾーン（交際費か寄付金か）をめぐって争った事例が萬有製薬事件⁴⁶⁾（東京地裁2002年＝平成14年9月13日判決（納税者敗訴）、東京高裁2003年＝平成15年9月9日判決（納税者勝訴）判例時報1834号28頁）である。租税特別措置法61条の4により、資本金が1億円を超える法人については、交際費等の損金算入が認められていない。従って、ある支出が交際費等に該当するとして損金不算入となるか、寄付金として限度額の範囲内で損金算入されるのか、あるいは利益処分としての役員賞与（大塚製薬事件はこれに該当すると判示された）にあたるのか、費用の分類をめぐって種々の解釈問題が生ずる。

萬有製薬(株)はその製造にかかる医薬品を納入する大学病院等の医師の英語論文の英文添削のために支出した経費（同社が添削料としてネイティブ・チェッカーに支払う金額と、依頼人本人から受け取る添削料との差額）は交際費ではなく、寄付金として処理していた。

東京地裁判決では、支出の相手が事業に関連のある者であり、かつ、支出の目的が相手方との親睦を密にして取引関係の円滑な進行を図ることにあるという2要件説によって交際費に該当すると判断した。これに対し、東京高裁判決では、第3の基準として、「支出による行為の形態が接待・供応・慰安・贈答その他これらに類する行為であること」を付け加え（3要件説）、逆転して納税者勝訴が確定した。

事業関連無関係説（非対価説）によると、寄付金とは「贈与又は無償の供与の形で行われる財産的給付（出損）のうち、法人の事業遂行と直接関係のないもの」と定義づけられる。当該事例での差額負担金の目的は、取引の円滑化を図る趣旨も含まれている。事業遂行と関係のない支出とは評価しきれ

46) 判例評釈として、増田英敏「租税特別措置法61条の4に規定する交際費等の意義とその範囲」ジュリスト1244号295頁、同「租税特別措置法とその適正な解釈－萬有製薬事件」税法学549号197頁、同「リーガルマインド租税法（第2版）」（2009年、成文堂）379頁、木村政文「製薬会社が負担した英文添削料」週刊税経通信No.2806、37頁、三木義一・市木雅之「医師への翻訳添削料負担の交際費該当性－萬有製薬事件」『判例分析ファイルⅡ第2版』（2009年、税務経理協会）299頁。

ず、寄付金と評価するのも妥当でない側面をもつ。むしろ、販売促進費としての性格が強い。

同じ事例であっても、資本金が1億円以下で当期利益金額が大きくない法人の場合であれば、原告側は寄付ではなく、交際費と主張をしたかもしれない。というのは、資本金の額が1億円以下の法人は、租税特別措置法61条の4によって、400万円の範囲内でその90%の損金算入が認められているからである。法人の支出する交際費等も、事業と直接の関係がある限り損金に算入されるべき性質のものであるが、事業との関連性の少ないものもあり、また交際費等の損金算入を無制限に認めると、いたずらに法人の冗費・濫費を増大させるおそれがある。このような理由から、損金不算入とする租税特別措置による時限立法が、1954年（昭和29年）以来ずっと延長適用されている。

交際費の損金不算入の趣旨の一つである冗費・濫費の増大防止は時代に合わなくなってきた。同族の閉鎖会社ならともかく、資本金1億円超の法人に対し、冗費や濫費の支出防止という目的達成のための手段として、効果的に機能しているとは思えない。事業関連性のある支出は交際費あるいは販売促進費として全額損金算入を認めるよう改正し、事業関連性のない支出は寄付金として控除限度額に達するまで、損金算入を認めるべきであろう。

5.3. 相続税法上の問題点－武富士事件の教訓－

所得税の納税義務者を「住所ヲ有シ又ハ1箇年以上居所ヲ有スル者」と定めたのは1899年（明治32年）改正所得税法である。その「住所又ハ居所」は「普通法ノ観念ニ依リ之レヲ定ムルノ外ナシ」と、民法の概念、すなわち21条（現行22条）に定める「生活の本拠」をもって判断することとされる⁴⁷⁾。現行税法も「住所」に関する税法独自の定義をもたないので、「通常用法」に従って解釈する、すなわち民法の借用概念として解釈することが求められている。

47) 坂口和哉「明治32年の所得税法改正の立法的沿革」税大論叢28号39頁。

現行所得税法における「居住者」とは「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人」（所得税法2条3号）をいう。相続税法に規定する相続税の納税義務者（相続税法1条）、贈与税の納税義務者（同1条の2）も同様である⁴⁸⁾。相続税法では、1年以上居所を有する個人を、住所を有する者として同列に扱っていない点で相違があるにすぎない。

明治時代と比較できないほどグローバル化が進んだ現代においては、住所の定義は格段に重要になっている。住所の有無によって国家の課税管轄権の範囲を画することになるからである。

平成12年改正前の旧相続税法1条の2第2項では、贈与税の納税義務者について「この法律の施行地（日本）に住所を有しないものは、贈与によりこの法律の施行地にある財産を取得したときにのみ贈与税が課せられる」ことになっていた。すなわち、贈与時に日本に住所を有しない者が海外にある財産を取得したときには贈与税の納税義務がないことになっていた。そして、この法律の施行地に住所を有するか否かの判断は民法21条（現行22条）にいう「生活の本拠」があるかどうかによる⁴⁹⁾。

住所とは、各人の生活の本拠を指すものと解するのが相当であり（星稜寮事件・最高裁大法廷1954年＝昭和29年10月20日判決、民集8巻10号1907頁）、「生活の本拠」とは、「その者の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所」（最高裁1960年＝昭和35年3月22日判決、民集14巻4号551頁）と解すべきである⁵⁰⁾。住所の定義につき借用概念を採

48) 「住所」の意義について、①相続税法上も民法と同様に解するのが相当であること、②生活の根拠の判断においては、定住の意思（主観説）に拘束されず、定住という客観的事実だけで足りると解説されている。香取稔編『相続税法基本通達逐条解説』（2006年、大蔵税務協会）36頁。

49) 民法は生活の本拠をもって住所とするので、住所は実質的な生活関係に基づいて判定されることになる。この実質主義をとった場合においても、生活の本拠さえあればよいとする説（事実主義）と生活の本拠とする主観的要素である意思も必要であるとする説（意思主義）との対立があるが、今日は事実主義をとるのが通説であり、判例の傾向でもある。三木義一・関根稔・山名隆男・占部裕典編著『実務家のための税務相談（民法編）』（2006年、有斐閣）3頁。

50) 富士事件東京地裁（平成19年5月23日）判決文より。

る租税法の解釈においても同様であり、それは、租税回避目的で住所を海外に移転した場合であっても同様に解釈すべきであろう。

この点を争ったのが武富士事件（東京地裁2007年＝平成19年5月23日判決納税者勝訴、東京高裁2008年＝平成20年1月23日国側逆転勝訴、上告中）⁵¹⁾である。消費者金融大手「武富士」の会長（故人）夫婦からオランダ有限責任非公開会社の出資口数720口を生前贈与された長男が、国を相手に贈与税などの課税取消を求めた訴訟であり、個人としては最高額となる1330億円（無申告加算税を含む）の贈与税取消訴訟である。原告は、贈与があった1999年（平成11年）以前の、1997年（平成9年）から2000年（平成12年）の3年半のうち65%の日数を香港に居住し（香港では贈与税は課されていない）、生活の本拠だと主張した。租税回避を目的として出国し、滞在日数を調整したことは間違いない事実であるが、租税回避目的ならば、住所の認定がこれまでの解釈と異なってくるのであろうか。

これまで住所の認定は、一般的には住所、職業、国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有するか否か、資産の所在等の客観的事実に基づいて、総合的に判断されてきた。これに対し、主観的な居住意思は、必ずしも常に存在するものではなく、外部から認識し難い場合が多いため、補充的な考慮要素にとどまると解される。これは、租税法が多数人を相手方として課税を行う関係上、客観的な表象に着目して画一的に規律せざるを得ないからであり、相続税法基本通達1の3・1の4共-5においても、「生活の本拠であるかどうかは、客観的事実によって判断する」ものとされている。東京地裁判決でも採用された理論である。

これに対し、東京高裁判決は、原告（被控訴人）の香港居住は租税回避目的であったと認定し、国側の逆転勝訴とした。総合的判断説を採りながらも、

51) 判例評釈として、品川芳宣「国外財産を贈与した場合における受贈者の「住所」の認定」T & A master No.229,23頁、占部裕典「税法における「住所」の意義とその判断要素」税理2008年2月号44頁、大淵博義「税負担軽減の住所移転と相続税法上の「住所」の認定」税務事例40巻4号1頁、占部裕典「租税法における「住所」の意義とその判断基準・考慮基準」同志社法学326号21頁。

単に滞在日数が多いかどうかによってのみ判断すべきものでもないとし、被控訴人は、香港滞在を長期継続することを予定していなかったと認めるのが相当であると、「居住意思」を重視した。資産の大部分が日本にあったこと（金融資産が大部分であるが、時価相当額で比較すると99.9%以上）、武富士の取締役であり職業上も重要な拠点であったと認められることから、生活の根拠は日本にあったものと認めるのが相当であるとし、被控訴人の香港自宅は、「生活の拠点」であったものの、「生活の本拠」ということはできないと判示している。

翻って民法における「住所」の定義を考察すると、民法制定当時から本籍は形骸化していたので、これを住所とする（形式主義）のは適當ではなく、実質主義が採られていた。「生活の本拠」については、本人の意思による見解（主観説）と客観的に決まるとする見解（客観説）のうち、起草者は客観説であり、今日でも客観説が支配的となっている⁵²⁾。

「住所」の定義を素直に読むと、生活の本拠かどうかを、主観的にではなく、客観的に判断するしかなく、それが周到に準備された租税回避目的であっても変わることはないのではないか。

本件は贈与時に国内に住所を有せず、かつ、本件出資が国外資産であるので、贈与税の申告義務はなく、申告をしていなかったが、所轄税務署長が2005年（平成17年）3月2日付けで決定処分をしたものである。武富士会長夫妻のもつ武富士株式の生前贈与であり、贈与税の課税価格が1,653億円と多額になるため、課税庁としても注目していたと思われる。しかし、多数人を相手方として課税を行う租税行政において、金額の多寡はともかく、同様のすべての贈与事案につき、「居住意思」を重視した主観的要素を取り込んだ決定処分をすることが可能であろうか、疑問である。

武富士のような高金利の消費者金融という反社会的な要素を含むサラ金業によって儲けたお金を、このような大掛かりな租税回避スキームによる周到

52) 前掲注35) 87頁。

な課税逃れを目論んだことに対する反発から、高裁判決に賛成する評釈もある。

ここで欧米社会と比較して考えるに、日本は閉鎖的な島国であるせいか、儒教に基づく家督制度が根強く残っているせいか、血縁を基にする家族中心的な考えが強い。しかしたとえばマイクロソフトのゲイツ会長はビル&ミランダ・ゲイツ財団（純資産で300億ドル以上を有する）を設立し、生涯収入のほぼすべてを貧困の撲滅といった国際協力に費やしている。サラ金で儲けたお金であっても、社会に還元するという意向を示していれば、社会的に歓迎されたことであろう。武富士事件の示す教訓は、租税法的には課税管轄権の問題、国際的な課税逃れスキームにどう対処するかという問題であるが、「法律は文化である」との観点からみれば、「日本人的価値観と租税法の対応」という問題も提示しているといえよう。

日本には貴族階級も大金持ちも存在せず、大多数の国民は貧しく、「追いつけ、追い越せ」との上昇志向の中で頑張ってきた。しかし比較的平等な成熟社会となった今日、博愛主義的・人類愛的精神を後押しする税制が必要になってきているのではないか。これまで論じてきたように、寄付文化を醸成することが第一の課題との見方もある。しかし、文化は長い歴史を通じてはぐくまれたものであり、すぐに変わるものではないからである。

6. むすびにかえて

ヨーロッパ各地の街の中心地には、立派な教会がそびえ立ち、荘厳さを醸し出している。彼らの文化にはキリスト教が根付いており、無宗教を旨とするわれわれ大部分の日本人の宗教感とは異なる。ゆえに「日本には欧米的な寄付の習慣がない」と一般に論じられている。しかし欧米人に言わせると、「日本の寺院はゴージャス」に映るらしい。確かに、広い敷地をもち、山門を入ると、本堂・大師堂・金堂と立派な建物が整備されている。檀家寺の修理のための寄進を求められると、檀家は無理をしてでも応じている。それら多額の寄進者の

芳名は石碑に刻まれる。

あるいは「ヘンド」と呼ばれる乞食遍路に対してもお接待を示した遍路道近隣居住者の善意は、社会保障が不十分であった1955年（昭和30年）頃まで続いていた。これらは日本的なチャリティ精神であり、日本人に寄付の習慣が皆無だったわけではあるまい。

ヨーロッパの寄付と形は異なるが、日本的な寄付文化も存在するのではないかと仮定に基づき、本稿では日本人の非金銭的な相互扶助の精神を現代的フィランソロピにつなげるための税制上のインセンティブにつき検討した。それは、国家（行政）の役割の変容に対応したものでなければならない。従って、本来的な寄付の主体であるべき個人の寄付を優遇する所得税法上の理論的根拠と、宗教法人を含めた公益法人等への優遇を認める法人税法上の理論的根拠との整合性がまず求められよう。

更には、フィランソロピの拡大につながるインセンティブも必要となろう。公益財団法人にしても認定NPO法人にしても、その財務的基盤は脆弱なままである。文化は一朝一夕で変化するものではないが、それでも財務基盤の確立に寄与する寄付税制の構築が望まれよう。